

里親活動マニュアル【道路編】

◆ 活動の条件

1. 活動回数は、1ヶ月に1回以上を原則とし、里親の方が活動できる範囲内をお願いします。
2. 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時の活動はしないでください。天候の良い日に活動をしてください。
3. 交通量の多い道路では、危険ですので、原則として活動範囲は歩道に限ります。また、幼児等子供連れでの活動は行わないでください。
4. 児童、生徒が活動の主体となる場合は、必ず責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

◆ 活動の内容

1. 収集したごみ処理について

① 可燃ごみ

市指定のごみ袋に入れて、自分の地域の可燃ごみ収集日に出してください。

② 分別ごみ

分別して自分の地域で実施されている分別ごみ収集日に出してください。

③ 回収できない廃棄物

下記のものについては、担当課に連絡をしてください。

a. 犬・猫等の動物の死体 【環境課】

b. 分別ごみ収集日に出すことのできない廃棄物 【土木課】
・粗大ごみ（縦・横・高のいずれか一辺が60 cm以上の物）

c. その他処理できない廃棄物 【土木課】

※国道、県道で活動を行っている方は、①、②につきましては上記と同様に、③につきましては、愛知県一宮建設事務所維持管理課（TEL 0586-72-1415）まで連絡してください。

2. 情報の提供について

管理区域で次に掲げる施設等の破損等がありましたら、至急土木課に連絡してください。

a. 道路や関連施設の破損

b. 街路樹の損傷

c. その他管理に関する障害

3. その他必要な活動について

市と里親の皆さんで協議して決定します。

◆ 貸与・支給品について

活動に必要な軍手・市指定ごみ袋・ベスト等

◆ ボランティア保険の加入（保険料は市が負担します。）

1. ボランティア活動中の次の事故について補償します。

① 傷害事故（本人）

- a. ボランティア活動中、転んでケガをした。
- b. ボランティア活動中、交通事故にあった。
- c. ボランティア活動中、食べた弁当による食中毒

② 賠償事故

- a. ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。
- b. ボランティア活動中、誤って他人のものを破損した。

2. 事故が発生したときは、至急企画課に連絡をすると共に事故報告書を提出してください。

◆ 協定書の内容変更

協定書の内容に変更が生じた場合は、連絡してください。

◆ 里親の辞退

里親を辞退される場合は、里親辞退届を提出してください。

連絡先	江南市役所 企画課
電 話	5 4 - 1 1 1 1

里親活動マニュアル【公園編】

◆ 活動の条件

1. 活動回数は、1ヶ月に1回以上を原則とし、里親の方が活動できる範囲内でお願いします。
2. 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時の活動はしないでください。天候の良い日に活動をしてください。
3. 児童、生徒が活動の主体となる場合は、必ず責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

◆ 活動の内容

1. 収集したごみ処理について

① 可燃ごみ

市指定のごみ袋に入れて、自分の地域の可燃ごみ収集日に出してください。

② 分別ごみ

分別して自分の地域で実施されている分別ごみ収集日に出してください。

③ 回収できない廃棄物

下記のものについては、都市計画課に連絡をしてください。

a. 犬・猫等の動物の死体

b. 分別ごみ収集日に出すことのできない廃棄物

・粗大ごみ（縦・横・高のいずれか一辺が60 cm以上の物）

c. その他処理できない廃棄物

2. 周辺の道路の清掃について

公園周辺の道路等の清掃も合わせてご協力いただき、回収したごみは上記①から③までの方法で処理をお願いします。

3. 情報の提供について

管理区域で次に掲げる施設等の破損等がありましたら、至急都市計画課に連絡してください。

a. 遊具等の関連施設の破損

b. 樹木の損傷

c. その他管理に関する障害

4. その他必要な活動について

市と里親の皆さんで協議して決定します。

◆ 貸与・支給品について

活動に必要な軍手・市指定ごみ袋・ベスト等

◆ ボランティア保険の加入（保険料は市が負担します。）

1. ボランティア活動中の次の事故について補償します。

① 傷害事故（本人）

- a. ボランティア活動中、ころんでケガをした。
- b. ボランティア活動中、交通事故にあった。
- c. ボランティア活動中、食べた弁当による食中毒

② 賠償事故

- a. ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。
- b. ボランティア活動中、誤って他人のものを破損した。

2. 事故が発生したときは、至急企画課に連絡をすると共に事故報告書を提出してください。

◆ 協定書の内容変更

協定書の内容に変更が生じた場合は、連絡してください。

◆ 里親の辞退

里親を辞退される場合は、里親辞退届を提出してください。

連絡先 江南市役所
企画課
電 話 5 4 - 1 1 1 1

里親活動マニュアル【河川編】

◆ 活動の条件

1. 活動回数は、1ヶ月に1回以上を原則とし、里親の方が活動できる範囲内をお願いします。
2. 日の出前、日没後、霧や雨で視界の悪い時の活動はしないでください。天候の良い日に活動をしてください。
3. 安全上問題がありますので、幼児等子供連れでの活動は行わないでください。
4. 児童、生徒が活動の主体となる場合は、必ず責任者（保護者、教諭など）の監督のもとに行ってください。

◆ 活動の内容

1. 収集したごみ処理について

① 可燃ごみ

市指定のごみ袋に入れて、自分の地域の可燃ごみ収集日に出してください。

② 分別ごみ

分別して自分の地域で実施されている分別ごみ収集日に出してください。

③ 回収できない廃棄物

下記のものについては、下水道課に連絡をください。

a. 犬・猫等の動物の死体

b. 分別ごみ収集日に出すことのできない廃棄物

・粗大ごみ（縦・横・高のいずれか一辺が60 cm以上の物）

c. その他処理できない廃棄物

2. 情報の提供について

管理区域で次に掲げる施設等の破損等がありましたら、至急下水道課に連絡してください。

a. 河川や関連施設の破損

b. その他管理に関する障害

3. その他必要な活動について

市と里親の皆さんで協議して決定します。

◆ 貸与・支給品について

活動に必要な軍手・市指定ごみ袋・ベスト等

◆ ボランティア保険の加入（保険料は市が負担します。）

1. ボランティア活動中の次の事故について補償します。

① 傷害事故（本人）

a. ボランティア活動中、転んでケガをした。

b. ボランティア活動中、交通事故にあった。

c. ボランティア活動中、食べた弁当による食中毒

② 賠償事故

a. ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。

b. ボランティア活動中、誤って他人のものを破損した。

2. 事故が発生したときは、至急企画課に連絡をすると共に事故報告書を提出してください。

◆ 協定書の内容変更

協定書の内容に変更が生じた場合は、連絡してください。

◆ 里親の辞退

里親を辞退される場合は、里親辞退届を提出してください。

◆ こうなん美化ボランティア対象河川

番号	河川名	管理者
1	木曾川	国土交通省
2	青木川	愛知県
3	日光川	〃
4	五条川	〃
5	般若川	江南市
6	昭和川	〃
7	般若用排水	〃
8	昭和用水	〃
9	丹羽用水	〃

* その他水路についても、状況により対象といたします。

連絡先 江南市役所

企画課

電話 54—1111